## 公告

県営久保田・塚原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起する ことができます。

令和7年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類 県営久保田・塚原地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 令和7年11月14日から令和7年12月3日まで
- 3 縦覧の場所長野県農政部農地整備課ウェブサイト

農地整備課